純粋無所属全国ネット
新世代政治経済懇話会
新党やまと
政治結社天祐同志會和歌山県本部
大日本同和同盟
大日本烈昇同志会
地域政策研究所
中部皇真会（設立届出年月日　二四、一二、一〇）
典命塾
東京維新の会
日本社会福祉施設連盟
日本柔整政治連盟
日本養鶏政治連盟
英の会
東国原英夫後援会
平河町政経研究所
優好会

○総務省告示第三百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
石井　苗子	参議院議員	石井苗子ときぼうの会	東京都千代田区外神田二―一九―三	二八、六、二
伊東　信久	衆議院議員	信心会	東京都港区麻布十番一―一七―一四	二八、五、三〇
小林　節	参議院議員	国民怒りの声	東京都港区新橋二―一六―一	二八、五、九
佐藤　香	参議院議員	佐藤かおりともにあゆむ会	東京都江戸川区松島四―二二―七	二八、五、三
佐藤　政則	参議院議員	資金管理団体則天の会	神奈川県横須賀市平作一―七―一〇	二八、四、二八

○総務省告示第三百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	旧	新	異動年月日
亀井亜紀子	紀栄会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	二八、五、二四
今野　克義	晴義会	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市川崎区日進町一―四	東京都世田谷区桜丘三―九―二	二八、五、二四
佐藤　香	佐藤かおりともにあゆむ会	主たる事務所の所在地	東京都江戸川区松島四―二二―七	東京都新宿区四谷二―一一	二八、五、一〇

佐野　秀光　支持政党なし　公職の種類　参議院議員　衆議院議員　二八、五、二三
原田　義昭　21世紀政経会　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町二―一―七―五　神奈川県秦野市萩が丘一―三―〇　二八、五、三
平沼　赳夫　平沼会　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町二―二―一　東京都千代田区永田町二―一―一―二八　二八、六、一
藤井　孝男　藤井孝男後援会　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町二―一―七―一七　東京都千代田区永田町二―一―一―二八　二八、七、一
松岡滿壽男　寿山会　主たる事務所の所在地　東京都世田谷区粕谷二―四―一六　東京都練馬区上石神井三―三―〇　二八、四、一五
森　裕子　ＹＭＦ経済研究会　公職の種類　参議院議員　衆議院議員　二七、一、七
山田　宏　山田宏事務所　主たる事務所の所在地　東京都杉並区荻窪五―一八―一　東京都杉並区上荻一―一八―三　二八、五、一
若井　康彦　アクトフォーラム　主たる事務所の所在地　東京都新宿区神楽坂二―一九　千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三―三―四〇　二八、五、一
和田　義明　信友会　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町二―二―一　東京都千代田区麹町三―一二―一　二八、六、一

○総務省告示第三百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
奥村愼太郎	新世代政治経済懇話会	二六、一二、三一

○文部科学省告示第百二十二号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門として文部科学大臣が指定するものを次のように指定し、平成二十八年四月一日から適用する。

なお、平成二十七年文部科学省告示第百十四号（技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件）は、同日をもって廃止する。

平成二十八年八月三十日

文部科学大臣　松野　博一

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項に規定する大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものは、次の表の第一欄に掲げる大学その他の教育機関における課程をそれぞれ同表の第二欄に掲げる修了年月以降に修了した者について同表の第一欄に掲げる当該課程とし、同法第三十二条第二項に規定する課程に対応する技術部門は、同欄に掲げる当該課程についてそれぞれ同表の第三欄に掲げる技術部門とする。